

令和7年 富士見町 規則

第 16 号

富士見町消防団員に係る公務災害損害補償の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月22日

富士見町長 名 取 重 治

富士見町規則第 16 号

富士見町消防団員に係る公務災害損害補償の支給に関する規則の一部を改正する規則

富士見町消防団員等に係る公務災害損害補償の支給等に関する規則（平成 18 年富士見町規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「場合、」を「場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。